

1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成 2 2 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 2 2 年 3 月 2 5 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|----------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 15 号 | 平成 2 2 年度有田川町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第 16 号 | 平成 2 2 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 17 号 | 平成 2 2 年度有田川町老人保健事業特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 18 号 | 平成 2 2 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 19 号 | 平成 2 2 年度有田川町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 20 号 | 平成 2 2 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 21 号 | 平成 2 2 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 22 号 | 平成 2 2 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 23 号 | 平成 2 2 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 24 号 | 平成 2 2 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 25 号 | 平成 2 2 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 26 号 | 平成 2 2 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 27 号 | 平成 2 2 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 28 号 | 平成 2 2 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 29 号 | 平成 2 2 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 16 | 議案第 30 号 | 平成 2 2 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 17 | 議案第 31 号 | 平成 2 2 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 18 | 議案第 32 号 | 平成 2 2 年度有田川町水道事業会計予算 |
| 日程第 19 | 議案第 33 号 | 有田川町名誉町民条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 34 号 | 有田川町へき地地域定住促進対策条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 35 号 | 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 22 | 議案第 36 号 | 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 23 | 議案第 37 号 | 有田川町簡易水道事業基金条例の制定について |
| 日程第 24 | 議案第 38 号 | 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 25 | 議案第 39 号 | 有田川町生石高原天文台条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 26 | 議案第 40 号 | 有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 27 | 議案第 41 号 | 有田川町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 28 | 議案第 42 号 | 有田川町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条 |

例の制定について

- 日程第29 議案第43号 有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第44号 有田川町子ども医療費の支給に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第45号 有田川町生活改善センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第46号 有田川町野営場等林間休養施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第47号 有田川町ふるさとふれあいの丘条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第48号 有田川町藤並駅前広場条例の制定について
- 日程第35 議案第49号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第50号 有田川町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第51号 有田川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第52号 有田川町道路線の廃止について
- 日程第39 議案第53号 有田川町道路線の廃止について
- 日程第40 議案第54号 有田川町道路線の認定について
- 日程第41 議案第55号 有田川町道路線の認定について
- 日程第42 議案第59号 有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第43 議案第60号 有田川町栗生財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第44 議案第61号 有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第45 議案第62号 有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第46 議案第63号 有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第47 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第48 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第49 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第50 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第51 総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件（陳情第1号・陳情第2号）
- 日程第52 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第53 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第54 特別委員会の閉会中の継続調査の件

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史

5番 岡 省 吾
7番 湊 正 剛
9番 森 本 明
11番 坂 上 東洋士
13番 新 家 弘
15番 中 山 進
17番 亀 井 次 男

6番 前 勢 利 夫
8番 佐々木 裕 哲
10番 殿 井 堯
12番 楠 部 重 計
14番 西 弘 義
16番 竹 本 和 泰
18番 森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番 堀 江 眞智子

17番 亀 井 次 男

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	会 計 課 長	浜 田 文 男
総 務 課 長	須 佐 見 政 人	企 画 財 政 課 長	山 崎 正 行
総合業務課長	高 垣 忠 由	消 防 長	前 田 英 幸
福 祉 課 長	星 田 仁 志	環 境 衛 生 課 長	河 島 一 昭
住 民 課 長	福 原 茂 記	税 務 課 長	赤 井 康 彦
建 設 課 長	東 信 行	産 業 課 長	中 島 詳 裕
地籍調査課長	大 方 肇	水 道 課 長	山 本 満 寿 典
下 水 道 課 長	東 敏 雄	教 育 委 員 長	早 田 智 代
教 育 長	楠 木 茂	学 校 教 育 課 長	坂 上 泰 司
社会教育課長	三 角 治		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 本 下 浩 久 書 記 池 尻 ひろ子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（前勢利夫）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか20人であります。

……………日程第1 議案第15号……………

○議長（前勢利夫）

日程第1、議案第15号、平成22年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、増谷憲君。

○1 番（増谷 憲）

議案第15号、平成22年度一般会計予算についての質疑をさせていただきます。

まず1つ目は、この間、合併してから、まちづくり交付金事業等々でいろんな施設をつくってきまして、以前からもいろんな施設がある中で、これからの動向を見ていきますと、各施設の維持管理費というのはかなりかさんでくると。そういう中で経常経費が膨らんできて、結局、投資的経費に回らない分が出てくるのではないかと、私はそういう心配をしていますけども、その辺の維持管理費の今後の見通し、どのように町長さんはお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

それから2つ目ですが、保育士の問題であります。今年度予算で、第三保育所、吉備中央保育所の関係で、非常勤保育士10人採用で、これはたいへんありがたいんですけども、これ1億341万6,000円と、それから産休代替保育士の臨時雇い賃金で450万円余り組まれていまして、これらの合計額というのは正職員の保育所費の一般給料に占める割合が約43%も占めてくるわけですね。ですから、この間の一般質問のときにも少し触れましたけれども、やはりこれだけ必要だということは、正職員の数がもともと不足だからこういうふうになってきているのではないかというふうに私は判断するわけですが、こういう問題は同じ職場で、同じ条件で働くわけですから、正職員で対応するべきではないかと思いますがいかがでしょう。

3つ目です。有田川町内で林道の整備がどんどん進んできて、延長も長くなってきています。最近の数字でははっきりつかんでいないんですけども、大体45路線前後で15キロ以上の延長になっているのでは、総延長ですよ、15キロ以上になるのではないかと私は思うんですが、その林道がよく大雨のときなんかにつえたりして、維持管理費が大変になってくると。広域林道も町へ移管されるし、そうなってくると今後の林道の維持管理費の見通しについて大変だなという気はするわけですが、その点どのように見通しを持っておられるのか。

4つ目、町道の維持管理について質疑させていただくわけですけども。今回、町道の維持管理費の工事費、去年は今年度の倍の予算を組んで、今までの要望にこたえられなかったのが組まれたということなんですけども、それから比べて半分なんですけども、でもその前々年度に比べたら倍近くになっていますけども、この予算で各区からの要望に十分こたえられる予算額になっているのか、その点、町長さんにお聞きしたいんですが。

それから、あわせて町道整備作業員賃金というのが今回予算化されていますけども、特にこの予算化の中で町道で杉林の中とかを走ってる町道は結構あると思うんですよ。そういうところはよく雨で風吹いて、杉の枝とか葉っぱが落ちてもう大変になると。その都度、地元の方々は自分らでほうきを用意して、それで自分らで掃除してると。

三瀬川のある方なんかは、自分で持ってるフォークリフトで、フォークリフトの前に鉄板をつけて、それで落ちてきた土砂を自分でとっていると、そういうたいへんご苦労をされているんですね。だから、そういうことにこたえる意味でも、この予算をもっと充実させて配慮していただけないかということが一つです。

それから5つ目、中学生の海外研修、ことし行く分と受け入れる分と入れて2,000万を超える額になってきているわけですが、これも対象者も30人と限られていますし、今の景気がたいへん悪い中で、行きたくても行けないご家庭もあるし、そして対象人数から言いますと、参加も限られてくるということで、やはり子供の中には不公平感がありますから。それよりも私は、2,000万円もあればこの一般財源を子供医療費に回して、中学校3年生までの分に充てるということを修正提案として申し上げるわけですが、9月から実施までに準備期間も十分ありますから、ぜひ検討していただきたいというのが一つです。

それから6つ目、指定管理の制度にかかわってなんですが。この指定管理に基づく施設の運営とか、それから基づいてのさまざまな事業の人件費が、結局低価格入札とか、その他事業者の状況によって現場で働く労働者の労働条件、給料条件がたいへん変わってきてるということで心配する声も聞こえてきます。ですから、そうなりますと地元で働ける職場がなくなる、雇用対策から見てどうなのかということで、私は結果的にはサービスの低下、労働者の意欲の低下、安全性などの面から今後問題が出てくると思うんですけども。その点で言いますと、今、全国で自治体の公契約の立場から、そういうものもきちっと入札の段階から、働く労働者の条件を見ていこうということで広がってきていますけども、そういう立場から町長さん、どんなにお考えなのかなということで質疑をさせていただきます。以上です。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

まず第1点目に、保育所の保母さん、非常勤が非常に多過ぎるん違うんかというご質問でありますけれども、確かに非常に率というのが高くなってきてます。ことしも非常勤の保母さんが担任を持たざるを得ないというような状況になってきまして、今回また正職員で補充をしました。そういうもろもろのことを今後とも考えながら、全部常勤というのは非常にお金もかかりますんで、またできる範囲で改善をしていきたいと思っております。

それから、林道、たくさんついてます。今回の民主党政権で、この林道については、仕分け作業で今のところ廃止ということで、実は有田川町も2路線、新規で計画してたんですけども、今のところ見通しが立ってません。これ林道、非常に今、材木が価格低迷する中、あるいは林道というのが非常に衰退してくる中で、林道も非常に必

要ではないかと思ってます。今後、もし林道が国の事業でつけられないのであれば、作業道という方向で今後検討できないかということで考えていきたいと思ってます。

おっしゃるとおり、つけたら土砂災害とかいろんなあって、維持費がかかるのは十分承知しておりますけれども、林業というものはこれから我が町にとっては非常に重要な産業になってきますんで、林道ができないのであれば、作業道で何とかできないか、今後検討していきたいと思ってます。

それから、町道の管理費、去年の半額になってるん違うかというご質問でありますけれども、たまたま去年が21年度の経済対策でたくさんのお金をいただきました。それでその中で、毎年毎年たくさんのご要望をいただいておりますけれども、なかなか予算上、手をつけられなかったということで、結構区の要望も何カ所かこのお金をさせていただきました。そういった関係で去年は特別多かったということで、ことしも7,500万ほどつけさせていただいています。ただ、災害等々が起きますんで、またそのときはこれ以外でまた予算を組んで、これはもう復旧しなければならない工事については、早急に手をつけていかなくてはいけないんで、そういう方向で対応していきたいなと思います。

それから、また管理の作業員の費用がちょっと少ないんちゃうかと。おっしゃるとおり、もう少子高齢化で、地域へ行きますと、非常に町道の管理、これから地元の人で、今まではできるところはもう地元の人がやってくれています。恐らく、これからそれもできないような地区が出てくると思いますんで、またそういうところについては地域の方々とは相談をしながらやっていきたいなと思ってます。

それから、もう1点、海外研修でありますけれども、これも吉備時分からのいろんな歴史がありまして、ずっと続けていっているわけなんです。おっしゃるとおり、30名ということで多くの応募の中から限定をさせていただいています。ただ、今、グローバル化になって、行ってくれた方については非常に実のある研修であったと聞いています。ただ、その分で2,000万つけてええんかという話でありますけれども、非常に重要なことだと考えてます。その海外研修についても、今までのおつき合いをした経緯もありますんで、できたらこれは続けていきたいなと思ってます。

それから、指定管理の問題でありますけれども、今まで幾つかの施設があって、指定管理をさせていただきました。このことによって非常にその経営内容というのも改善をされてますし、若干それは人数も減らしたところもありますけれども、指定管理によってその経営内容が非常に改善されたところもあります。今後そういった方向でやっていかんと、ただ雇用だけのみでやれば、その施設自体が存続できない状態に陥ってみたいへん困りますんで、そこら辺はきちっとこれからも進めていきたいなと思います。以上です。

(「議長、答弁漏れが。各施設の維持管理の見通し、最初にお伺いしたんですけども」と増谷議員、呼ぶ)

○町長（中山正隆）

ごめんなさい、わかりました。

今、ご指摘のあった各施設の維持管理、まちづくり交付金事業の例を挙げてやってくれたんですけど、確かにいろんな施設をつくれば、維持管理費がかかってくることは承知をしています。ただ、藤並駅にしても、アレックにしても、藤並駅については、そのおかげで5万人強、年間に乗降客がふえています。アレックについても、恐らく最終的には10万人ぐらい入ってくれるのかなという感じでありまして。この町も何とかしていろんな方に来ていただいて活性化しなければいけないと考えを持っています。鉄道交流館については、先日もオープンさせていただいて、当日はたくさん来てくれたんですけど、今後これもご利用いただけるように、これからも努力をしていきたいなと思います。

○議長（前勢利夫）

ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

平成22年度一般会計予算について、反対の立場から討論をさせていただきます。

1つ目には、三位一体の改革による地方交付税や、国・県支出金の削減等の影響が引き続きあらわれています。財源確保が厳しくなっています。また、財政健全化法により、常に財政が縛られるようになっていますが、公共下水道事業だけはその健全化法から逃れるような仕組みになっていることが大きな問題だと思っています。

第2に、まちづくり交付金事業で建設した建物などを含めた維持管理費が年々ふえて、経常経費の増大で投資的経費の枠がますます減り、町民の要望にこたえにくくなる構造となっていくと思います。

また3つ目には、歳出削減のために集中改革プランで住民に密着した福祉、教育、地域振興などの予算を削減する計画になっています。これでは安心して住めるまちづくりはできません。

第4に、町内に住んで働ける雇用対策にどう力を入れているか、そういう点では指定管理制度や低価格入札で、現場で働いている方々の生活が成り立たなくなっています。また、保育士などは正規職員の対応ではなく、非常勤や臨時雇いで対応しているのも問題だと思っています。

5つ目には、一部の中学生しか参加ができない中学生の海外研修をやめて、その予算を中学3年生まで医療費の無料化に財源を充てるべきだと思います。今、予算には

子ども手当など町民にとって大事な予算も組まれています。この5つの理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（前勢利夫）

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

賛成多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決しました。

……………日程第2 議案第16号……………

○議長（前勢利夫）

日程第2、議案第16号、平成22年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第16号、平成22年度国保特別会計予算についての質疑をさせていただきます。

1つ目は、今回の繰入金が3,000万円になっています。前年度は1億1,069万余り、20年度で1億2,619万余り、そして19年度で1億6,082万余りとなっていますが、これらから見ると、3分の1から4分の1の見通しを入れての繰り入れになっていますが、その辺の今回の3,000万円になった理由をご説明いただきたいと思います。

2つ目に、医療分と後期高齢者支援分の限度額が4万円引き上がるというふうに聞いておりますが、これで上限額の総額は幾らになりますか、ご説明をいただきたいと思います。

3つ目、収納率が95%とみているとお聞きしていますが、その残りの5%分は取らないということでもいいのか。多分入らないと見込んで5%分も見込んで予算設計をされていると思いますが、その点のご説明をいただきたいと思います。

それから4つ目、国保税の応益割の法定減免についてであります。これまで7割、5割、2割の減額を行うには、国保全体の占める応益割の割合が45%以上55%未満という要件が必要でありました。しかし、今回の改正によってその要件がなくなっ

たと思いますが、そうなりますと、応能割・応益割の比率に関係なく、以前のように、例えば7割、5割、2割という形の減額を行うことができると思いますが、そうだとすれば、それに対応した今回の予算設計になっているかどうかご説明をいただきたいと思います。

5つ目、国保滞納世帯の中でも、今回、国が認めまして短期証を出していても、高校生世代以下まで拡大となったと聞いてるんですが、そしてまた有効期間も6カ月以上緩和されたと聞いているんですが、その点、そうなのかご説明いただきたいと思います。

それから6つ目、最後になりますが、非自発的失業者への国保税の減額についての説明をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（前勢利夫）

住民課長、福原茂記君。

○住民課長（福原茂記）

ご質疑にお答えいたします。

まず、繰入金3,000万の件でございますが。20年度に医療制度が大きく変わりました。それ以前の医療費、それから国からの交付金体系が大きく変わりました。その中で20年度、21年度、予算を組んできたわけですが、非常に予算的に見通しが立つといいますか、いわゆる75歳以上の方の非常に大きな医療費の伸びを示しているところが、一応国保から外れたということで、医療費の見通しが非常につきやすくなりました。

それと前期高齢者交付金といいまして、そういう交付金が新たに20年度から創設されまして、非常に大きな金額、6億近い金額になっております。これにつきましては、20年度分を22年度、来年度精算をするということで、若干これについては全く見通しの立っていない状況もあるわけですが、当面、20年度、21年度と同じような交付金があるということで、精算・精査しますと3,000万ぐらいの繰り入れで済むのではないかなというふうに思っております。ただ、医療費の伸びとか交付金とか、今、国の方でもしっかりとそういう状況が示されていませぬので、3,000万については若干流動的な面があるかと思っております。

ちょっと2番目の質問がよくわからなかったんで申しわけないです、もう一度お願いしたいと思います。

（「限度額が引き上げになったと思うんですよ。それで総額幾らになるかということなんですけど。4万円上がったでしょう、で総額幾らになるかということですが、限度額の上限額が」と増谷議員、呼ぶ）

○住民課長（福原茂記）

国保のですか。

（「はい」と増谷議員、呼ぶ）

○住民課長（福原茂記）

4万円上がって73万円。今現在69万円ですので、73万円に。まだ国の方から正式な通知が来てございませんのであれですけども、4月からそういうふうに4万円上がるということで、医療費分と、それから介護分は去年ちょっと上がったので、それは据え置きで、73万になるということです。

（「介護分の10万を入れてですね」と増谷議員、呼ぶ）

○住民課長（福原茂記）

10万入れてです。介護分の10万も入れて73万になります。それはまだ予定ですので。

それから、税の減額の応能益が今までの45%を、どちらかが45%以上であると拮抗するということでありましたけども、本年度、その額がなくなったということですけども、今のところ、それによって税率とかそういったものを22年度に変えるという予定はしてございません。その状況を見ながら、また必要な場合には、そういう今までのその枠が外れてますので、一番有利な形で考えていきたいと思っておりますけども、22年度についてはその予定はしてございません。

それから、短期証のことですけども、現行は中学生まで、資格証をやめて短期証という形であります。今のところ高校生まで、資格証を取りやめて短期証に変えるとかという予定はしていませんけども、その点につきましてもいろんな動向を見ながら、必要であれば考えていきたいと思っておりますけども、今のところその予定はございません。

それから、先ほど言ったリストラ関係で、国保にされて、収入が少なくなった方の国保税の減免ですけども、これについてはどういった形になるのかというのが非常に微妙なところもありますけども、広報をしましたり、いろいろな形でそういうことの周知を図って、もしそういう方がいらっしゃったら、うちの方でもその減免について対応はしていきたいと思っております。ただ、これは申告をしてもらわないとわからないことなんで、今の段階ではできる限りそういう制度がありますよということの周知を図りたいと考えております。以上です。

（「収納率を95%に設定しているので、あとの5%をどうするのですか」と増谷議員、呼ぶ）

○議長（前勢利夫）

税務課長、赤井康彦君。

○税務課長（赤井康彦）

お答えします。

収納率は、今のところ95%ということであってるんですけど、あとの5%については、滞納繰り越し分となります。できるだけ、滞納繰り越し分については翌年度に徴収したいとは考えておりますが、100%入るということは無理だと思います。

それからもう1つ、非自発的な理由により離職した場合の件なんですけども、これ

はまだ税法が通っておりませんが、一応前年度の30%で見るということになっております。以上です。

○議長（前勢利夫）

ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑ないものと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

平成22年度国保特別会計予算について、反対の立場から討論をさせていただきます。

これまでの国保税条例、算定する応能割・応益割の率と金額を変更し、新たに後期高齢者医療制度に振り分ける支援金分が導入されています。これで40歳から74歳までの方は、介護保険への分も入りますから負担増となります。旧税の計算方式と比べると、所得割は、これまでの国保分だけで見ると税を下げているのですが、支援金分を入れるとふえることとなります。例えば均等割は、これまでの国保分より2,700円のアップ、支援金で新たに6,900円増えます。平等割は、これまでの国保分より1,200円のアップで、支援金は新たに7,800円増えています。これで町の示したモデルケースでも5,800円から5万5,470円の間で負担増になっています。私どもも8つのモデルケースを想定しての試算で、約6万円から11万円までの負担増となっています。さらに、一定の所得のある方は、医療費が3割負担や年金からの国保税を天引きされています。国保税の被保険者は自営業などや年金生活者が多いので、負担するにも限度があります。よく医療費がふえるからと言われますが、まさにそういう意味では、国保法にも明記をされている社会保障の立場から、国が以前のように国庫負担を45%まで回復するだけで大幅に改善されると私たちは考えています。

さらに、国保税の限度額を4万円の引き上げ、介護分も入れて73万円にもなることになっています。応益割の法定減額で実施すべきで、当面は国保税1世帯1万円の引き下げや税の納付回数をふやすなどして、負担の軽減に努めるべきであると考えています。

よって、国や県・町の支援策を、負担増を抑え、安心して医療機関にかかれる国保制度にすべきことを申し上げて、反対討論とさせていただきます。

○議長（前勢利夫）

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（前勢利夫）

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 議案第17号……………

○議長（前勢利夫）

日程第3、議案第17号、平成22年度有田川町老人保健事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前勢利夫）

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第18号……………

○議長（前勢利夫）

日程第4、議案第18号、平成22年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（前勢利夫）

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第19号……………

○議長（前勢利夫）

日程第5、議案第19号、平成22年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第20号……………

○議長（前勢利夫）

日程第6、議案第20号、平成22年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第21号……………

○議長（前勢利夫）

日程第7、議案第21号、平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第22号……………

○議長（前勢利夫）

日程第8、議案第22号、平成22年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

増谷です。議案第22号、公共下水道特別会計について質疑をさせていただきます。

まず第1期分の供用開始が始まって、事業が始まっているんですが、1つはこれからの第1期分の収支の見通し、どういうふうに判断されているのか伺いたいのと、それから第2期事業費の総額というのは、大体どれぐらいを見込んでおられるのか、あわせて第2期の雨水対策の事業費をどれぐらい見込んでおられるのか、その辺のご説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（前勢利夫）

下水道課長、東敏雄君。

○下水道課長（東 敏雄）

お答えいたします。収支……。

（「はい、事業費の割に歳入がどれぐらい見込んでいける可能性があるのかという」と増谷議員、呼ぶ）

○下水道課長（東 敏雄）

第1期分については、15年度から21年度までですんで、収支と言われても、まだ4月1日から供用を開始しておりますので、利用料についてはまだくくってはございません。

それから事業費ですけれども、15年度から21年度までの事業費、まだ21年度は終わっておりませんので、くくっておりませんので、概算ですけれども、総事業費が82億1,000万ということになっております。

それから、雨水対策ですけれども、雨水対策については20年度で500万、21年度で950万を計上してございます。21年度の決算をまだ打ってございませんので、おおむねこのぐらいの事業になろうかと思えます。雨水対策については、新年度予算で水尻地区ほかのシミュレーション、それに2,000万、それから本管ですね、この前の議会で説明させていただきました本管の詳細設計に入ります。その詳細設計によって、おおむねの事業費が出てこようかと思っております。以上でございます。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（前勢利夫）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第23号……………

○議長（前勢利夫）

日程第9、議案第23号、平成22年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第24号……………

○議長（前勢利夫）

日程第10、議案第24号、平成22年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第25号……………

○議長（前勢利夫）

日程第11、議案第25号、平成22年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 2 議案第 2 6 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 1 2、議案第 2 6 号、平成 2 2 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 3 議案第 2 7 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 1 3、議案第 2 7 号、平成 2 2 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第28号……………

○議長（前勢利夫）

日程第14、議案第28号、平成22年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第29号……………

○議長（前勢利夫）

日程第15、議案第29号、平成22年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第30号……………

○議長（前勢利夫）

日程第16、議案第30号、平成22年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第31号……………

○議長（前勢利夫）

日程第17、議案第31号、平成22年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計
予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第32号……………

○議長（前勢利夫）

日程第18、議案第32号、平成22年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第19 議案第33号……………

○議長（前勢利夫）

日程第19、議案第33号、有田川町名誉町民条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第20 議案第34号……………

○議長（前勢利夫）

日程第20、議案第34号、有田川町へき地地域定住促進対策条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

1番、増谷です。

議案第34号について、質疑をさせていただきます。

まず1点目は、この条例の実施に伴う担当部署はどこになるのでしょうか。それをまず教えていただきたいのと、それから、この中身にかかわってなんですけども、私は1つ提案したいと思うんですけども。若い方が地元はどう定住してもらうか、特にこういう僻地地域について大事だと思うんですよ。そういう意味では、今、介護施設で働いてる方というのは若い方が多いんですよ、特養とか老健施設。でも実際、その現場で働いてる方々の労働条件、たいへん悪くて、賃金も悪いという中で皆さん悲鳴を上げています。ですから離職者も多いと聞いているわけですが。それを少しでも支援するという意味で、例えば別枠で設けていただいて、例えば20歳から50歳という年齢を設けて、町内に住んでいて、町内の特養施設や老健施設で働いてる方へ、例えば月5,000円ぐらい支援をして、若い方々の就労支援と定住対策につなげるような形にならないかどうか、その辺もぜひ検討していただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この担当課は総務課です。

それから、今のご指摘の件については、一遍検討課題とさせていただきたいと思
います。

○議長（前勢利夫）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 1 議案第 3 5 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 1、議案第 3 5 号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する
条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 2 議案第 3 6 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 2、議案第 3 6 号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 3 議案第 3 7 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 3、議案第 3 7 号、有田川町簡易水道事業基金条例の制定についてを議題
とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 4 議案第 3 8 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 4、議案第 3 8 号、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 5 議案第 3 9 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 5、議案第 3 9 号、有田川町生石高原天文台条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 6 議案第 4 0 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第26、議案第40号、有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第27 議案第41号……………

○議長（前勢利夫）

日程第27、議案第41号、有田川町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程28 議案第42号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 8、議案第 4 2 号、有田川町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 9 議案第 4 3 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 2 9、議案第 4 3 号、有田川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 3 0 議案第 4 4 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第30、議案第44号、有田川町子ども医療費の支給に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第31 議案第45号……………

○議長（前勢利夫）

日程第31、議案第45号、有田川町生活改善センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第32 議案第46号……………

○議長（前勢利夫）

日程第32、議案第46号、有田川町野営場等林間休養施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第33 議案第47号……………

○議長（前勢利夫）

日程第33、議案第47号、有田川町ふるさとふれあいの丘条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程34 議案第48号……………

○議長（前勢利夫）

日程第34、議案第48号、有田川町藤並駅前広場条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

この議案については、全員協議会でもう議員皆さんからも発言がございました。まず、藤並駅が立派にできて、地元も、また乗降客もたいへん喜んで。こういう条例が必要になってくるんやけど、罰則規定もないんが1点と。そういうもんをつくれと、罰則をつくれというんではないんやけど、これを基本姿勢として、地域の人、またみんなでこれを守っていききたいということの中で、警察とも相談しながら実のあるような形で取り組んでいただきたいということで、予算説明のときに議会からもそういう提案していることについてどのような検討をされて、これを実施していこうとしているのか、町長並びに担当の方からのご説明をいただきたいと、こう思います。

○議長（前勢利夫）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

いろんな罰則規定、これを載せてませんけれども、この基本条例で行って、それにもし違反した場合、警察と相談をしながら、十分この条例で対応できるん違うかなど。それでまた万が一、対応できないような事態があれば、今後またこの罰則については一遍検討をさせていただきたいと思います。

○議長（前勢利夫）

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

町長の答弁は、全員協議会で副町長も出席の中、説明いただいたと。どんな検討をされたんかということが必要になってくると思うんで。

○議長（前勢利夫）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

亀井議員さんのご質疑にお答えしたいと思います。

先日の全員協議会の場で説明させていただきまして、その後、関係機関であります警察、また弁護士さんにも相談をさせていただきました。その結果、先ほど長が申されたように、罰則規定は今回は設けないということでございます。

また、その設けなくなった趣旨というのが、弁護士さんいわく、禁止行為等については刑法や軽犯罪法で規定されているものが多く、改めて本条例において刑事罰や行

政罰の規定を設ける必要はないと考えるということでございます。全国的なこういう駅前広場の条例等を考察したところ、大半が罰則規定を設けていないという事例もございますので、町もそういうふういたしました。

また、これからの駅前広場の活用なんですが、これにつきましては現在も地元の明王寺の婦人会の方にいろいろとご足労願って、清掃等の業務をしていただいております。

また、観光案内所には、警察官の方も非常に数多く立ち寄っていただいているような状況でございますので、そういう方々とも連携をしながら、管理運営に当たっていきたいと思っております。

○議長（前勢利夫）

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

教育委員会としては、どのような考えを持つてののかという点が1点と。今の話であれば、あくまでも、全体的な課で、課長会でも検討していただいているというつもりで今聞いているので。まずは警察に取り締まってもうたりとか、軽犯罪法に載っているで言うけども、本当にそういうようなことでできるのかなという点がある。

まず、3点ばかり気になる点がある。1点目には、そういうばくち的な、暴力団とかいうもんが来たりとか、あそこへ店をちょっと出しに来たりとか、車の移動の店を出しに来たりとか、そういう一般的な問題と、今度は青少年の害にならんような形で取り組んでいかんなんとか、非行の指導とか、有田川町には少年センターとかもあって、今現在でもしょっちゅう何をしてると。要は、あそこをきれいに使うんにそういう犯罪的な商行為されたり、非行的な問題が発生したりっていうものの心配というもんもあると。それのときに、どういう名目で、ここでこういう商売したらあかんどとか、そういうようないろいろな問題が発生すると思うんで、何でもかんでも罰則をつけなさいということではないんやけど、ただ警察にも通報するというときに、警察が来て、きちっと指導でもできる形態でなければ。一般的にパトカーは来ても、何のや……。この商取引の問題やと、ガソリンを入れに来て金払えへんというても、これ商取引やさかいにうちと関係ないといつて、そういうガソリンスタンドのただで発車しようとしてても警察は何もできませんってこういうような形になにするんで。そういうとこ昔であつたら、ようはったはったというてばくちを駅へ来たりとか、いろいろな非行的な販売の車が移動的に来てっていうて、それを除去しようと思つても、本当にそなん行けるのかな、警察でも。この点だったら、そうだったらこの間は駐車禁止や、ここでは非行したらあきませんでっていうようなこと、パネルいっぱい張らんなんようになってくるんと違うんかなと。これに違反してるんで指導しますっていうような形をとらんなんのと違うんか。やっぱり消防も入って、火事の引かんような、火の気のないようなもんを、この駅の中へ持ってこんといてくださいとか、教

育上の問題とか、こういういろいろな問題あると思うんで、それを検討してくれてると思って期待して今聞いているんで。きょうじゅうにこの質問の答弁をいただきたいんで、後日とか言わんと、どんな協議してるんか、してなかったら今から協議していただきたいと、こう思います。

○議長（前勢利夫）

山崎副町長。

○副町長（山崎博司）

亀井議員さんの質疑にお答えしたいと思います。

予算研究会の後すぐ、関係担当課長を関係課に集めまして協議いたしました。その結果、本条例によって行政指導をしていくということです。もし違反行為が現場で見られる場合は、すぐ警察の方に通報して、警察の方で対応してもらおうと。これも担当課が警察の方との協議を一応行っております。以上でございます。

○議長（前勢利夫）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

亀井議員さんにお答えを申し上げます。

今現在、少年センターを中心に下校時、パトロールを行っているところでございます。また、有田中央高校の先生方、そしてまたPTAにもご協力を願ひまして、見回りを続けているところでございます。今後、また一層少年センターを強化いたしまして、対処していきたいと、そういうふうに思います。

○議長（前勢利夫）

17番議員、よろしいですか。

○17番（亀井次男）

さっそく検討したって言うんやけど、どういう点とどういう点とを検討したんかなっていうんと。まず第1に、本町から通報しますっていうけど、そこへ不法的な何があったら、今の管理してる場所であれば何やけど、一般的な乗降客というもんは、素知らん顔してる世の中になってるんで。そやけど通報してでもその人じっとそこでいてくれへんと。これはここの何で、違反した場合にそんな罰則規定がありますよとでも看板に、2カ所ぐらいあった場合やったら、すぐ警察も来て対応してくれると。ただこれは、警察を呼ぶような対応と違うんやって言うたらそれまでやけど。それやったらこういうもんが必要であるかないかって、こういうもんも起こってくると思うんでね。やっぱり、こんなにしてください、そやけどこれを守らん人に対してどうするんですか。また警察を呼ぶんやったら警察の交通係しか来えへん。パートカーっていうたら交通係やさかいに、その人らが来てでも、そのときにどのような指導をするっていうもんでも、やっぱり警察官でも罰則ちゅうもんがあつてこそ、それに違反してるっていうことでしてるんで。交通的なことは詳しくても、刑事的なことについて

たらあんまり関係ないって、縦割りみたいなことになってると。

ただ、ここの点で、今教育長から聞いたんやけど、産業課長からも聞いたけど、今、消防署でとしてあそこの点でやったらどういう、今の危険物的なもんを除去しようとしてこれへも載せてるんかな、どこを指してるんかなと、こういうこともお聞きしたいと。

○議長（前勢利夫）

暫時休憩して、執行部の統一見解を求めたいと思います。
ここで休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時39分

再開 11時12分

~~~~~

○議長（前勢利夫）

それでは、再開いたします。

日程第34、議案第48号について、亀井議員の質疑に対して当局の統一見解を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員さんの方から、先ほど統一見解を示せということであります。

この件については、各担当課が寄って協議して、弁護士、あるいは警察にも相談に行った結果、これでいけるのではないかという返答をいただいています。ただ、議員ご指摘のとおり、1年間やってみて、何が起こるか、不測の事態も起こると思いますんで、またもし起これば、もう一回再度検討させていただいて、対処をしていきたいと思えます。

○議長（前勢利夫）

はい、亀井議員。

○17番（亀井次男）

この第1条に載ってる趣旨に沿って、僕らもそのように願っておるんで、今の町長の答弁で結構です。またよろしく頼んどきます。以上です。

○議長（前勢利夫）

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

亀井議員に引き続きまして、私からもちょっと質疑だけしたいと思えます。

今、町長からの答弁、統一見解ということ、それは1年後を見てからということなんですけども。私思うのには、やっぱり条例っていうのは、町独自の、まあ法律だと思っうんですね。それを悪いことは悪いことで、何か重大なことが起きれば、私は罰

則規定をやっぱり設けるべきだと思います。

それと、前にも、今工事中ということで東も西も一般、また今までのように人がたむろするというような状況ではございません、車両が入りませんので。そういう状況になってるんですけど、オープン前にあの西口のこのあの立派なできたての駅の柱ですか、あれ車ぶつけてましたね、壊してましたね。あれ私見たんは、あれは自然に当たったのか、故意に当たったのか、それは別として、私は見たときに、これだれかいたずらであんなんしたんと違うんかなとは、私は自分なりで思ったんですけども。そういうことは、せっかくできた時点で、まだ完成も間際な中で、ああいうのというのは、私はちょっといかなもんかなと思ったんです。もちろん、そこは警察との連絡等もとってあるんかないかわかりませんが、仮にとったとしても、あそこは公道でない以上は、なかなか難しいと思うんですね。そういうところも含めて、ひとつ今後ともあれもやっていただきたいと思います。

それともう1点、私、ある地元の方から聞いたんですけど、あの踏切、土生踏み切りがありますね。あそこから歩道ついてますよね。あそこの中、何か単車で走り回るのがあるというんですね。これも本来なら自転車等、あそこは入れないようにこのさくは立っておりますけど、自転車と歩道ということになっておりますので。これも入ろうと思ったらどんなこととしてでも単車は入れます。そういうことになって、あそこを何か単車で走ったり、それらのことになってくるとエスカレーター、私もそれしてくると思いますので、そういうことの決してないように。まだ今のところは、私は実際あったということは聞いてるんですけども、そういうことがもう広がらないように。だれかが走っておもしろいぞということになれば、夜中でもバンバンバンバン走る者が出てきますんで、そういうことのないようにひとつ。これは町も、担当課があそこを常に監視してるということでございますので、できるだけ実態もいろいろ、住民の方の意見も聞いて、今後それがエスカレーターしないように、ひとつその点だけお願いしておきます。もう答弁結構です。

○議長（前勢利夫）

質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第35 議案第49号……………

○議長（前勢利夫）

日程第35、議案第49号、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第36 議案第50号……………

○議長（前勢利夫）

日程第36、議案第50号、有田川町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第37 議案第51号……………

○議長（前勢利夫）

日程第37、議案第51号、有田川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第38 議案第52号……………

○議長（前勢利夫）

日程第38、議案第52号、有田川町道路線の廃止についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり廃止することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり廃止することに決定しました。

……………日程第 3 9 議案第 5 3 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 3 9、議案第 5 3 号、有田川町道路線の廃止についてを議題とします。
質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
本案は、原案のとおり廃止することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり廃止することに決定しました。

……………日程第 4 0 議案第 5 4 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第 4 0、議案第 5 4 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。
質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

全員起立であります。
よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

……………日程第 4 1 議案第 5 5 号……………

○議長（前勢利夫）

日程第41、議案第55号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。
質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

……………日程第42 議案第59号……………

○議長（前勢利夫）

日程第42、議案第59号、有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。
これより、採決を行います。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。
よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第43 議案第60号……………

○議長（前勢利夫）

日程第43、議案第60号、有田川町粟生財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

……………日程第４４ 議案第６１号……………

○議長（前勢利夫）

日程第４４、議案第６１号、有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第４５ 議案第６２号……………

○議長（前勢利夫）

日程第４５、議案第６２号、有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第４６ 議案第６３号……………

○議長（前勢利夫）

日程第４６、議案第６３号、有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（前勢利夫）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

……………日程第４７ 諮問第１号……………

○議長（前勢利夫）

日程第４７、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、したがって、本件は、諮問のとおり答申することに決定しました。

……………日程第４８ 諮問第２号……………

○議長（前勢利夫）

日程第４８、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ

いて。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、したがって、本件は、諮問のとおり答申することに決定しました。

……………日程第49 諮問第3号……………

○議長（前勢利夫）

日程第49、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、したがって、本件は、諮問のとおり答申することに決定いたしました。

……………日程第50 諮問第4号……………

○議長（前勢利夫）

日程第50、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論は省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、したがって、本件は、諮問のとおり答申することに決定しました。
……………日程第51 総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第51、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。
総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情及び永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。
……………日程第52 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第52、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。
議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくお願ひ申し上げます。
……………日程第53 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第53、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。
各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました継続調査を要する所管事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第54 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（前勢利夫）

日程第54、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認め、したがって、各特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

○議長（前勢利夫）

それでは、ここで、長い間、町発展のためにご尽力いただきました12名の課長の皆様が、本年3月31日付をもって退職されます。

〔退職者 入場 整列〕

○議長（前勢利夫）

総務課長より、退職される各課長様の役職、氏名を、ただいまから公表させていただきます。

総務課長、よろしくお願いいたします。

○総務課長（須佐見政人）

議長のお許しをいただきましたので、この3月31日をもちまして退職いたします、山崎企画財政課長、水口情報管理課長、柳生清水行政局地籍調査課長、有本清水行政局教育課長、平内クリーンセンター長、中尾清水行政局福祉保健課長、浜田会計課長、山本水道課長、黒岩水道課次長、山崎田殿保育所長、中村金屋第一保育所長、12名を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

3月31日をもちまして、長年勤めさせていただきました有田川町役場を退職し、皆様方とお別れすることになりました。それぞれ学校を卒業いたしまして、38年から42年間という長い間、大過なくその任務を果たすことができましたのも、皆様方の温かいご支援のたまものと深く感謝しております。

仕事上の縁は切れるわけなのでございますが、皆様方とはこれまでどおり親しいおつき合いを続けさせていただきたく、よろしくお願い申し上げます。今後は、一町

民として有田川町発展のために陰ながら応援をしております。

最後になりましたが、どうか議員の皆様、また町執行部の皆さんにおかれましては、ますます健康に留意されることを願っております。

本当に長い間、お世話になりありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（前勢利夫）

たいへん高いところでございますが、12名の課長様方に対し、有田川町議会を代表して、心を込めて御礼申し上げたいと思います。

平成18年1月1日をもって、合併の問題に、中心として本町が発足いたしました。また、それまでの間、吉備町、金屋町、清水町の各旧町の行政につきまして、本当に献身的なご活躍をしていただきました。ご案内のとおり、合併の成果が確実に上がっております。

面積的にも人口的にも県下21町村の最たるとして頑張っており、予算規模におきましては、おかげさまであなたがたが町長を補佐していただく中で、県下で3つの市を追い抜く第6番目の輝かしい実績、また中央、地方を問わず、行政改革におきましてもすばらしいいろいろな面での実績を残していただきました。これは町長部局を支えていただきました12名のご尽力あればこそでございます。まさに、これからが県下第一番の町として、あらゆる形で社会整備もされていく中でございますが、別の立場から本町のために、さらにご尽力をお願い申し上げ、ますますのご健勝を心から祈念いたしまして、御礼の粗言といたします。ありがとうございました。

〔拍手〕

〔退職者 退場〕

○議長（前勢利夫）

お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は、すべて終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前勢利夫）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成22年第1回有田川町議会定例会を閉会します。

なお、このあと全員協議会を開催したいので、よろしく願い申し上げます。

~~~~~

閉会 11時40分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 前 勢 利 夫

2 番 議 員 堀 江 眞 智 子

17 番 議 員 亀 井 次 男